

分類表
(卸売業、小売業)

【13】 企業調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」については、この分類表を参照し、回答してください。

● 調査票への記入方法	1
-------------	---

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上(収入)金額」の事業別内訳と対応しています。		
⑦ 不動産事業の収入		
● 不動産サービス	2	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入		
● 専門サービス	2	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入		
● 自動車整備サービス、保守・修理サービス	2	
● 各種団体・組合における賦課金・会費収入	2	

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上(収入)金額」の特定の事業別内訳に限定したサービスではありません。1ページの「記入上の注意」を参照してください。		
● 寄付金、補助金、運営費交付金等	3	

調査票への記入方法

記入例

○ 卸売業、小売業を営んでいるが、卸売業、小売業による収入を含め、以下の収入がある場合の記入例

- ・卸売業による収入 2,600万円（卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む））
- ・小売業による収入 14,000万円（小売の商品販売額）
- ・1か月未満の住宅賃貸による収入 270万円（不動産事業の収入）
- ・保有する空き事務所の賃貸収入 210万円（不動産事業の収入）
- ・空き地に設置した看板の広告収入 100万円（不動産事業の収入）



(1) 調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」（一部抜粋）

事業別内訳	売上(収入)金額									
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
① 農業、林業、漁業の収入										0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)							2	6	0	0
⑤ 小売の商品販売額							1	4	0	0
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)										0,000
⑦ 不動産事業の収入							5	8	0	0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入										0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000
⑭ 宿泊事業の収入										0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000
⑰ 情報通信事業の収入										0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000
合 計										⑧ 欄「① 売上(収入)金額」

本分類表には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」が掲載されています。

(2) 調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」（一部抜粋）

順位	分類番号					建設、サービスの種類	売上(収入)金額									
							十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
第1位	0	7	-	0	8	住宅賃貸サービス（1か月未満のもの）							2	7	0	0,000
第2位	0	7	-	0	9	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）							2	1	0	0,000
第3位	0	7	-	2	0	屋外広告スペース提供サービス							1	0	0	0,000
第4位			-													0,000
第5位			-													0,000

記入上の注意

○ 本分類表に掲載している「サービスの種類」については、上記（1）の [] で囲まれている事業別内訳について一部に限定して掲載しています。

- 2ページに掲載した「分類番号」の上2桁は、事業別内訳の番号「⑦、⑱、⑲」に対応しています。
- なお、「寄付金、補助金、運営費交付金等」については、特定の事業別内訳に限定されないため、「分類番号」の上2桁を便宜「20」とし、3ページに掲載しています。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類		分類番号	内容例示等
不動産サービス			
不動産賃貸サービス			
	住宅賃貸サービス（1か月以上）	07-07	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 × 下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	住宅賃貸サービス（1か月未満）	07-08	
	非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 【内容例示】 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 × 劇場式ホール提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × スポーツ施設提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	07-20	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
専門サービス			
	フランチャイズ運営サービス(関連する商標の使用許諾サービスを含む)	18-16	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス
自動車整備サービス、保守・修理サービス			
	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	19-00	事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）、産業機械を保守又は修理するサービス、工作機械を保守又は修理するサービス、土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、医療用機器を保守又は修理するサービス、商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、事務用機器を保守又は修理するサービス、スポーツ用品を保守又は修理するサービス、その他の物品の保守・修理サービス 【内容例示】 ○ 自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋁山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鍛造機械、金型 ○ 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む。） ○ 掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板 ○ 診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器 ○ 業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン設備、商業用什器、備品 ○ 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○ 業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機 ○ ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む） ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD / CAM（コンピュータ設計・製造システム） ○ コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3版未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品 ○ スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○ 娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○ テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○ 家庭用電気機械器具 ○ 家具、表具、家庭用品、装飾品 ○ 履物、時計、貴金属・宝石製品 ○ 絵画、工芸品など有形文化財 × 部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 × 衣服の保守・修理サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
各種団体・組合における賦課金・会費収入			
	各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当

以下の「分類番号」は、特定の事業別内訳に限定 されないため、上2桁を便宜「20」としています。

サービスの種類	分類 番号	内容例示等
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入

ホームページのご案内・お問合せ先

〈令和3年経済センサス-活動調査 実施事務局〉

- ホームページにも『分類表（PDF）』を掲載しています。

経済センサス 実施事務局 調査関係書類

検索

URL：https://www.e-census.go.jp/documents/

※（3）分類表（卸売業、小売業）をご覧ください。

- 分類表に関するお問合せ先

【フリーダイヤル】0120-565-503（通話無料）

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合

045-522-2426

受付時間 午前9時～午後6時（平日）

※お問合せの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

タブレット
スマートフォンなどは
こちらから



* 1 7 1 0 0 0 *